

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 災害危険区域（箇所）調査及び事前指導計画

災害が予想される区域または箇所を把握、指定しておき、事前指導または措置を講じ、もって災害を未然に防止するとともに災害発生時における被害を最小限にとどめる等、災害応急対策が速やかに実施できるようにする。

#### 第1項 事前措置の対象となる設備または物件の事前調査

町長は、災害の発生するおそれがありまた発生したとき、その災害が拡大すると認められる場合、その措置について指示すべき箇所を事前に調査し、的確な指示ができるよう把握しておくものとする。

調査については各所管課が区長等の協力を得て随時行うものとする。

#### 第2項 事前措置の対象となる設備または物件の管理者等への予警告方法

第1項の調査により設備、物件などの除去、または措置を行う必要があると認められるときは、災害対策基本法第59条の規定により、町長はその除去または措置すべき限度等について、これらの所有者または管理者に対して文書により予告または警告等事前に指導するものとする。

## 第2節 山地災害等予防計画

### 第1項 山地災害予防計画

山地災害は斜面の表層・深層崩壊等に起因する災害であることから、町は町内の森林の保安林指定、治山事業について、その推進を図る。また、地区住民等と協力し、地域に密着した山地防災に関する情報収集能力の強化を図り、災害の未然防止に努める。

### 第2項 地すべり及び崖崩れ等災害予防計画

地すべり及び崖崩れ等による被害を未然に防止し、あるいは最小限度にとどめるため、必要な事業及び施設の整備を推進し、おおむね次のとおり対策を行う。

#### 1. 防災パトロールの強化

町及び県は、災害予防事前措置として、平常より崖崩れ等の危険がある箇所の把握に努めるとともに、関係機関と協力して危険予想箇所について防災パトロールを実施するものとする。

#### 2. 地すべり対策

地すべり危険箇所については、各省の地区指定を受け、防止対策を推進する。

また、梅雨期、大雨時には雨水の排水に努めるとともに常時巡回を行い、地勢の変化や湧水に異常が発見された場合は、警戒態勢を整え、必要に応じ地域住民に周知し災害発生に備える。

#### 3. 崖崩れ及び土石流災害予防対策

パトロールにより崖崩れの危険があると認められる箇所及び土石流危険区域について、町は特に梅雨期及び台風時には、所管課を中心にパトロールを実施し、その状況を役場総務課に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ災害発生に備える。

また、土石流による災害発生の予測は難しいため、町は県・国の指導により危険溪流について関係住民への周知と警戒避難体制の確立を図り、異常降雨時における防災体制の万全を期することとする。また、土石流危険溪流の整備には多大の経費と日時を要するため、今後とも県に対して防災工事の促進を要望していくものとする。

#### 4. 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により指定を受けた地区については、同法に基づき、規制、指導の強化、指定及び崩壊防止工事の実施により災害防止対策の推進に努める。

また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域の警戒避難体制を次のように定める。

##### (1) 警戒等基準雨量

区 分	前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1次警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えるとき	当日の日雨量が80mmを超えるとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第2次警戒体制	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき

(2) 第1次警戒体制においては、消防団員が危険区域の警戒巡視を行い、役場総務課との連絡を密にするとともに必要に応じ住民等に情報を流す。

(3) 第2次警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第56条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

## 第3節 風水害予防計画

### 第1項 水害予防計画

本町の河川は二級河川として松原川、上津深江川、志岐川、都呂々川の4水系があり、準用河川として小路川、三会川、沖の田川、小松川、普通河川として大迫川、年柄川等がある。

二級河川並びに砂防事業に関しては県に改修事業の促進を要望するとともに、町で管理する河川等についても堆積土の掘削等整備の促進を図る。

また、雨水の流出状況および土砂の河川への流入状況を把握し、既設の護岸等は、出水時に決壊することのないよう維持管理の万全を図るものとする。

さらに、下流の住宅等に被害が発生することが予想される河川、ため池等については、**国、県及び関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ等を作成し、住民等に提供するとともに、地域住民の早期避難のための警戒体制の構築に努めるものとする。**

### 第2項 高潮災害予防計画

高潮による災害の未然防止と被害軽減のため、町は港湾、護岸及び防潮堤等の整備を県に要望するとともに浸水想定区域の実態把握及び、地域住民等に対して周知を図るよう努める。

また、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、事態に即応し適切な措置が講じられるように、体制の整備を図るものとし、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を検討するものとする。

さらに船舶の完全けい留により移動、漂流、転覆等の防止及び港湾施設、防潮堤、護岸等の損傷の防止を図るとともに、けい留施設を完備し、指定箇所以外のけい留を禁止する。

なお、气象台より発表される予警報を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸を巡視し潮位、波高等を警戒するものとする。

## 第4節 火災予防計画

町民の生命、財産を守るため、火災等による災害を未然に防止し、消防体制を強化し、科学的な予防施策を進め防火知識の普及を推進し、おおむね次のとおり対策を行う。

### 第1項 火災予防計画

#### 1. 消防力の強化

- (1) 消防水利の定期検査を行い、消防法（昭和23年法律186号）に示す基準に従い整備を行うとともに防火水槽及び消火栓の整備、増強を図る。
- (2) 消防用機械器具は火災発生に対応できるよう常に維持管理及び整備点検を行うとともに必要に応じて機器の充実、更新を図る。
- (3) 消防団組織の育成強化を図る。
- (4) 民間の消防力組織の育成強化を図る。

#### 2. 火災予防査察の強化

消防法に基づき、天草広域連合消防本部が行う予防査察について、次のとおり実施の推進を図る。

##### (1) 定期査察

年間査察計画の樹立にあたっては、天草広域連合消防本部と連絡を密にし、管内の対象物を定期的に査察するように依頼する。

##### (2) 特別査察

天草広域連合消防本部消防長または中央消防署長（消防本部次長）が特に必要と認められた場合及び査察依頼があった場合に特別査察を実施するので、これに協力する。

##### (3) 警戒査察

火災警戒中その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。

##### (4) 住宅査察

住民の協力を得て、消防団と苓北分署が協力して一般住宅の防火診断を実施する。

#### 3. 消防施設の整備推進

- (1) 建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を推進する。
- (2) 住宅用火災警報器設置の義務化により、一般住宅への設置の推進、指示、啓発活動を行う。

#### 4. 火災予防運動の展開

- (1) 火災予防運動を春秋に実施するとともに必要に応じて行う。
- (2) 随時町広報、防災行政無線等により防火思想の普及を行う。
- (3) 時宜に応じて講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を行う。

#### 5. 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多人数が勤務する場所、木造大建築物に対しては、建物内部の進入順路、人命救助の方法、消火方法等についてあらかじめ万全の対策を講じるよう指導する。

## 6. 耐震耐火構造の推進

火災による建築物の焼失は大部分が木造であることが考えられる。そこで特に密集地域においては、消防力の強化整備と併せて建築物の不燃化及び耐震化を促進しなければならない。従って老朽住宅等の建て替えに際しては、不燃組立て住宅等防災建築物の建設を推進する。

また公共建物のうち、老朽による危険度の高い建物の新築にあたっては耐震耐火建築物を建設するよう努める。

## 第2項 林野火災予防計画

### 1. 林野火事防止に関する啓発

林野火事防止については、随時一般の注意喚起につとめ、毎年火災の発生しやすい3月を「山火事防止運動月間」に定め、次のとおり啓発宣伝をする。

- (1) 広報車による巡回宣伝、立て看板等による広報を実施する。
- (2) 教育機関における防火思想の徹底、標語募集による防火思想の啓発等を実施する。

### 2. 林野火事防止の警戒措置

#### (1) 警戒伝達の徹底

町は、天草広域連合消防本部と連絡を密にし、異常乾燥注意報、火災気象通報を受けたときは、消防団に連絡するとともに、広報車・防災行政無線の確実な伝達により地域住民への周知を図る。

#### (2) 火入れ指導の徹底

町長は火入れにあたっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条を厳守させるとともに、気象の状況が火災予防上危険な状態である時は、火の使用（火入れ煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

#### (3) 巡視、監視の強化

町は、天草広域連合消防本部等の協力を得て、気象状況が火災予防上危険であると認めるとき及び山火事の多発期間中（1～3月）、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする期間には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。

#### (4) 森林の防火管理の徹底

町長は、森林所有者に対し、防火帯、防火道、防火用水等の整備を指導する。

## 第5節 地震災害予防計画

地震による地表の挙動や構造物に対する影響については、十分解明されていない面が多く、被害量の予測は非常に困難である。

平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震をはじめ、新潟県中越沖地震、岩手宮城内陸地震、さらには平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災の甚大さを考慮して、家屋倒壊による火災の発生、ダム決壊による水害、急傾斜地の崩壊、道路の寸断等、さらには海に面している本町においては東日本大震災級の大きな津波の発生を想定して次の項目により災害予防計画を進める。

また、平成26年3月に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、南海トラフ地震防災対策推進計画を別途定めるものとする。

### 第1項 地震災害予防計画

#### 1. 防災知識の普及

町及び、防災関係機関は町民に対して下記により震災に関する知識の普及を図るとともに、相互に密接な連絡を保ち、常に防災意識の高揚に努める。

- (1)各地域において、住民が自ら参加して体験する訓練の実施。
- (2)保育園・学校等の施設においては、防災訓練または防災関係行事等を実施して防災に必要な知識の普及に努める。
- (3)家庭において、地震に関する次の一般的知識の普及に努める。
  - ①平素の心得として、住宅の点検、屋内の整理点検、火災の防止、応急救護、非常食料の準備、情報の収集、避難場所の確認等。
  - ②地震発生時の心得として、場所別・状況別の心得、出火防止及び初期消火、避難の心得等。
- (4)震災時に留意すべき事項等について、町広報紙等を通じ、日頃から住民に周知するなど、地震に対する防災意識の向上を図る。

#### 2. 建築物の安全化

- (1)不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、計画的かつ効果的な実施に努める。
- (2)住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3)既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (4)建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化を図る。
- (5)施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては十分な連絡・調整を図る。
- (6)個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

#### 3. 公共施設等の機能の確保

- (1)道路及び橋梁は応急対策活動や復旧活動において重要な役割をもつ道路を重点に、補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

- (2) 上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (3) 学校施設については児童生徒及び職員の安全を図るため耐震性の確保や設備、備品等の安全管理を推進する。
4. 通信施設の整備・確保対策
- 災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等各種の情報量が飛躍的に増大する可能性があるため、下記により情報伝達に必要な通信施設等の点検、整備拡充を図る。
- (1) 有線通信施設は、震災時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保を確認し、また機器配線等の点検整備を定期的に行う。
- (2) 防災行政無線施設は、地震発生後直ちに災害情報を伝達できるよう予備電源の確保、機器等の転倒防止に努め、定期的に点検整備を行う。
- (3) 熊本県防災行政無線等施設は、県と協力し機器等の転倒防止に努め、定期的に点検を行う。
5. 地震火災対策
- 地震発生による火災を最小限に抑えるため、消防体制を強化するとともに、耐震性貯水槽の建設など水利の確保を図る。
- 消防団にあっては、天草広域連合消防本部の協力を得て、地震によるあらゆる障害を想定した地震時における消火体制の確立をするための訓練を実施する。
6. 危険物施設等の安全確保
- 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進し、施設管理者に防火対策を講ずるよう指導する。
7. 避難対策
- 地区ごとに住民人口に応じた安全な避難場所を指定するとともに、避難時のための環境整備を行う。また避難場所を指定した時は、これを広報紙等によりあらかじめ地域住民に周知を行う。
8. 災害応急対策への備え
- 災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

## 第2項 津波災害予防計画

津波による被害を予防するため、防潮堤、河川護岸等の災害予防施設の計画的な整備、津波情報の伝達体制や避難対策など津波防災体制を充実させ、下記により沿岸住民や海浜利用者の安全の確保を図る。

### 1. 海岸堤防・防潮堤等の海岸保全施設等の点検・整備

町は、県と連携をとり、沿岸地域の海岸堤防・防潮堤及び河川護岸等について、必要に応じ老朽度、天端高の点検及び耐震診断を行う。点検等の結果、安全性、有効性に問題がある施設については、改修、補修、補強等の措置を県に要請する。

### 2. 防潮堤門扉の整備

町は、地震発生時には、沿岸地域を津波から守るため迅速かつ安全にこの門扉を閉じる



必要があることから、閉鎖順序や門扉の分担など津波警報から門扉閉鎖までの行動マニュアルを関係機関と協議して作成する。また、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門・陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を検討するものとする。

### 3. 津波警報・注意報の伝達体制の整備

町は、津波警報・注意報の正確な伝達を図るため、気象業務法で定める警報等の種類の周知徹底を図るとともに、津波警報・注意報を迅速、確実に伝達するため、防災行政無線、広報車及びサイレン、携帯電話への一斉メール（エリアメール）等複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図る。

また町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入し、昼夜、休日を問わず迅速な津波警報・注意報の受伝達を可能とする組織体制を確立しており、平常時から防災関係機関は、津波警報・注意報の情報伝達経路、伝達先を再確認し、常に関係機関の協力が得られるよう、連携を密にする。

なお、情報伝達の際は、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

### 4. 津波監視体制の整備、強化

町は、津波の監視場所として、監視者の安全を考慮のうえ、津波の早期発見に適した場所を事前に選定する。

津波の監視は消防団並びに苓北分署が主に行うが、さらに平常時から天草漁業協同組合苓北支所等関係機関との連絡体制の強化を図る。

### 5. 避難対策

町は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、広域避難地や拠点避難地等の避難場所や避難路を整備、確保し、避難のための誘導標識、手すり、外灯等の環境整備を図る。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策についても検討するものとする。

さらに、緊急地震速報が放送され、または大きな地震が発生したときは、身の安全を確保し、揺れが止んだ後は津波発生のおそれがあるので、直ちに指定された避難場所へ避難するよう住民に指導、啓発する。

また、各区及び自主防災組織は、日頃から避難場所、避難路の確認を行う。

### 6. 避難困難地区対策

町は、地震発生から津波到達まで、時間的に指定避難所への避難ができない、周囲に高台等がない、また要配慮者が時間的に安全に避難できない等の課題がある地区において、津波避難タワー等人工施設の整備を推進する。

### 7. 津波防災知識の普及

町は、津波に対する正しい知識の普及、津波対策の周知を行うため、広報紙、パンフレット、ホームページ等の広報媒体を利用するとともに、避難場所に関する資料の配布、講演会の開催、防災訓練の実施等により、津波に対する正しい知識の普及、津波対策の周知を行う。

### 8. 津波防災訓練の実施

町は、防災関係機関、町民及び自主防災組織等と合同で、実践的な津波情報伝達訓練、避難訓練等を行う。

## 第6節 建築物災害予防計画

### 第1項 公共施設災害予防計画

公共施設において、被害の可能性がある施設については適切な防災対策を推進する。

さらに、保有するデータについて、多岐にわたるバックアップにより、万が一の被害に備えるよう努める。

### 第2項 その他の公共施設等災害予防計画

天草警察署苓北交番などの町施設以外の防災上重要な建築物については、それぞれの管理者が適切な防災対策に努めるものとする。

### 第3項 一般建築物等災害予防計画

町は、昭和56年以前に建築確認を取得した住宅の所有者に対して、耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部補助を行う。

また、耐震診断や改修の普及・啓発活動や、相談体制の充実、税の特例措置等により、既存建築物の耐震化を促進する。

### 第4項 防災拠点施設の整備

災害時に応急対策の中心的役割を果たす施設の整備を推進し、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

既存の施設については、災害に対する安全性の確保に努めるため、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保、整備を図る。

## 第7節 危険物施設等災害予防計画

### 第1項 危険物貯蔵所等の現況

本町における消防法の規制対象となる危険物貯蔵所等の現況は次のとおりである。

総 計	貯 蔵 所						取 扱 所		
	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク	地 下 タンク	屋 外 貯蔵所	移 動 タンク	小計	給 油 取扱所	一 般 取扱所	小計
4 1	2	1 1	4	1	5	2 3	1 3	5	1 8

### 第2項 危険物貯蔵所等の災害予防措置

- (1) 危険物貯蔵所等の災害予防査察は、年1回以上実施し消防設備の維持管理及び変更等の届出を励行させる。
- (2) 実務に携わる危険物取扱者に対しては、県及び危険物協会等と共催して再教育を実施し、法令の遵守及び資質の向上を図る。
- (3) 少量危険物は、天草広域連合火災予防条例（昭和48年条例第22号）により、技術上の基準が規定され、また届出の義務がある。これらには、届出の励行を図るとともに、危険物取扱いの免状を取得するよう積極的に指導する。
- (4) プロパンガスは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）により経済産業省及び県の所管とされているが、一般家庭及び販売店のプロパンガスを重点とした防災点検を実施する。

## 第8節 海上災害予防計画

海上において船舶の衝突、火災、積載油の流出等により、沿岸住民に被害を及ぼすおそれのある災害が発生した場合に、災害を防止するための応急対策への備えについて必要な事項を定める。

### 第1項 関係機関の協力体制の確立

海上における災害に備え、町および熊本海上保安部は緊急時に各機関が協力できるよう、資機材及びその数量を予め把握しておくとともに各関係機関と緊密な協力体制を確立する。

### 第2項 資機材の整備

各関係機関は、防災資機材の備蓄整備に努める。

### 第3項 災害防止の指導啓発

熊本海上保安部をはじめ各関係機関は船舶等関係者並びに一般に対して安全運航、危険物取扱に関する心得等について注意を喚起するとともに各種海難防止運動を通じこれら災害予防知識の普及徹底を図る。

### 第4項 海上防災の研修及び訓練

町をはじめ熊本海上保安部、県、その他関係機関は、沿岸住民の生命財産及び生活権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を実施する。

## 第9節 鉦山崩壊対策

本町の特殊事情として、炭坑、陶石採取があり、これに伴うボタ山は次のとおりとなっている。

災害対策は「第2章 第2節 第2項 4、(3)」によるものとする。

炭坑名	ボタ山	所在地	ボタ山形状	高さ(m)	敷地面積(m <sup>2</sup> )
久恒炭坑	深江	上津深江字桐の木2201-1	平積	10	3,000
〃	牛の迫2号	志岐字牛の迫1986-1	山腹平積	20	2,400
坂瀬川	三抗	坂瀬川字鶴の尾1895-11	山腹平積	80	6,600
苓州	第一	内田字下長迫489-3	山腹平積	26	3,300
和久登	本抗一卸	都呂々字上和久登石5357	山腹平積	20	2,500
〃	本抗二卸	都呂々字大畠5354	山腹平積	8	1,800
涼松	本抗	都呂々字炭山5642-2	ピラミッド	15	1,000
大嶽	本抗	坂瀬川字垣の本816-1	山腹平積	35	6,500

